

賃貸借契約書(案)

長野県地方税滞納整理機構 広域連合長 阿部守一 (以下「賃借人」という。)と〇〇〇〇 (以下「賃貸人」という。)は、次の条項により、物品の賃貸借契約を締結する。

(総則)

- 第1条 賃借人、賃貸人両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。
- 2 賃貸人は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(賃借物品)

第2条 賃借物品の品名、規格及び数量は、次のとおりとする。

- (1) 品名 カラーデジタル複合機
- (2) 規格 別添仕様書のとおり
- (3) 数量 1台

(賃借期間等)

第3条 賃借物品の賃借期間、引渡し日及び場所並びに返還日及び場所は、次のとおりとする。

- (1) 賃借期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- (2) 引渡し日及び場所 令和8年4月1日 長野県地方税滞納整理機構
- (3) 返還日及び場所 令和13年3月31日 長野県地方税滞納整理機構

(賃貸借料)

第4条 複写1枚当たりの単価は、次のとおりとする。

- (1) 白黒コピー 1枚当たり 〇〇円×110/100
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 〇〇×10/100円)
- (2) カラーコピー 1枚当たり 〇〇円×110/100
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 〇〇×10/100円)

(契約保証金)

- 第5条 賃貸人は、契約保証金〇〇〇〇円をこの契約締結と同時に賃借人に支払うものとする。
- 2 賃借人は、賃貸借期間が満了したときは、速やかに契約保証金を返還するものとする。
- 3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

〇契約保証金を免除する場合(過去2年間に2回以上の履行実績等)

第5条 契約保証金は、〇〇〇〇円とし、その納付は免除する。

- 2 賃借人がこの契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として賃借人に納付しなければならない。

○契約保証金に代えて、国債、金融機関の保証等の担保を提供した場合

第5条 契約保証金は、〇〇〇〇円とし、賃借人はその納付に代えて賃借人に対して次の担保を提供する。

国債 記号〇〇〇号 番号〇〇〇号 額面〇〇〇円

2 賃借人は、賃貸人がこの契約による債務の履行を完了した時は、速やかに前項の担保を返還するものとする。

(引渡し及び検査)

第6条 賃貸人は、第3条に規定された引渡し日及び場所に賃貸人の負担で搬入し、使用できる状態にするものとする。

2 賃借人は、貸借物品の引渡しを受けるときは、賃貸人の立ち会いの上でその検査を行い、合格したときは引渡しを受けるものとする。

3 賃貸人は、前項の規定による検査の結果不合格となった貸借物品について、賃借人の指定する日までに代品を引渡し、再度検査を受けなければならない。

4 前2項の規定による検査に直接要する費用は賃貸人の負担とする。

(賃借人の義務)

第7条 賃借人は、賃貸人の承認を得ないで、貸借物品を第三者に貸し付けてはならないものとする。

2 賃借人は、貸借物品を、善良な管理者の注意をもって維持保存するものとする。

3 賃借人は、貸借物品の全部又は一部が、滅失又はき損した場合は、直ちにその状況を賃貸人に通知するものとする。

(賃貸借料の支払)

第8条 賃貸人は、毎月10日までに第4条に規定する賃貸借料に前月中に使用した枚数を乗じた額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の支払いを請求するものとし、賃借人は、賃貸人から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に賃貸借料を支払うものとする。

(返還等)

第9条 賃貸人は、貸借物品の返還を受けるときは、賃借人の立ち会いの上でその検査を行うものとする。

2 撤去に直接要する費用は、賃貸人の負担とする。

(賃貸物品の滅失等)

第10条 賃借人は、貸借物品がその責に帰することができない事由により滅失又はき損したときは、賃貸借料の減額又は契約の解除を請求することができるものとする。

(契約不適合責任)

第11条 賃貸人は、貸借物品の引渡し後に直ちに発見することができない、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものが発見されたときは、賃借人の指定する日までに、自らの負担において当該貸借物品を修補し、又は代品を納入しなければならない。

(賃借物品の保守等)

第12条 賃貸人は、賃借人が賃借物品を常に良好な状態で使用できるよう保守等の責任を負うものとする。

2 前項に規定する保守等に必要となる費用は、賃貸人が負担するものとする。ただし、賃借人の責に帰すべき事由によりその必要が生じたときは、賃借人が負担するものとする。

(秘密の保持)

第13条 賃貸人は、賃借物品等から知り得た賃借人の業務上の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならないものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 賃貸人は、業務の処理に当たり、データの紛失、汚損、複写、複製、改ざん等をしてはならない。

3 賃貸人は、この契約による業務により取り扱う情報資産及び個人情報について、別添「情報資産取扱特記事項」及び「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

4 賃貸人は前2項の規定に違反し賃借人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(権利義務の譲渡、承継)

第14条 賃貸人は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、賃借人が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(損害賠償)

第15条 賃貸人は、賃借人の責に帰すべき事由により貸借物品に損害を生じたときは、賃借人に損害賠償を請求することができるものとする。

2 前項の損害賠償の額は賃貸人と賃借人が協議して定めるものとする。

(契約解除)

第16条 賃借人は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 賃貸人が、その責に帰すべき事由により、第3条第1項に規定する期限までに貸借物品を引渡ししないとき又は引渡しすることができないと明らかに認められるとき。

(2) 賃貸人が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から賃借人が受けたとき。

- (3) 前各号の場合のほか、賃貸人がこの契約に違反したとき。

(談合その他の不正行為による解除)

第16条の2 賃借人は、賃貸人がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、賃貸人に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) 賃貸人（賃貸人が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(歳出予算に計上されない場合の解除)

第16条の3 賃借人は、賃借人の歳出予算において、この契約に係る予算が計上されない場合は、この契約を解除するものとする。

- 2 賃貸人は、前項の規定によりこの契約が解除された場合において、賃貸人に損害が生じたときは、賃借人にその賠償を請求することができる。

(債務不履行の損害賠償)

第17条 賃貸人は、その責に帰すべき事由により、第3条第1項に規定する引渡し日までに貸借物品を引渡すことができないときは、当該期限の翌日から引渡した日までの日数に応じ、賃借料年額に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延損害金を賃借人に支払わなければならない。

- 2 賃借人は、その責に帰すべき事由により、貸借物品を第3条第1項に定める返還日までに返還しないときは、当該期限の翌日から返還した日までの日数に応じ、賃借料に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延損害金を賃貸人に支払わなければならない。
- 3 賃借人は、その責に帰すべき事由により、貸借物品を滅失又はき損したときは、代品を返還し、又は修理その他原状回復に必要な費用を賃貸人に支払わなければならない。
- 4 賃借人は、その責に帰すべき事由により、第8条に規定する期限までに賃貸借料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、賃貸借料に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延利息を賃貸人に支払わなければならない。
- 5 賃貸人は、第11条の場合において、賃借人に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として賃借人に支払わなければならない。
- 6 賃貸人は、第16条及び第16条の2の規定により契約が解除されたときは、第5条第1項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として賃借人に支払わなければならない。
- 7 前項の場合において、第5条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、賃借人は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

8 貸貸人は、第1項又は第6項の場合において、賃借人の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても賃借人に支払わなければならない。

(賠償の予約)

第18条 貸貸人は、第16条の2の各号のいずれかに該当するときは、賃借人が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の2倍に相当する額を賠償金として賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第16条の2第1号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売であるとき、その他賃借人が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、賃借人に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第19条 貸貸人は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく賃借人に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(疑義の解決)

第20条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、賃借人と貸貸人が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、賃借人と貸貸人が両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年3月 日

賃借人 住 所 長野県千曲市大字屋代1881
職・氏名 長野県地方税滞納整理機構 広域連合長 阿部 守一 印

貸貸人 住 所 ○○○○
法 人 名 ○○○○
代表者職・氏名 ○○○○ ○○○○ 印

(第13条関係)

情報資産等取扱特記事項

長野県地方税滞納整理機構情報セキュリティポリシーに基づき、情報資産等（情報システム、電子計算機及びネットワークで取り扱うデータ、システムで出力される帳票等）について、次のとおり取り扱うものとする。

(情報資産等の漏えいの禁止)

第1 貸貸人は、この契約による業務に関して知り得た情報資産等の内容を他に洩らしてはならない。

この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(情報資産等の滅失、改ざん及び損傷の禁止)

第2 貸貸人は、この契約による業務を行うために賃借人から引き渡された情報資産等を、滅失、改ざん及び破損してはならない。

(情報資産等の掲載された資料等の返還又は破棄)

第3 貸貸人は、この契約による業務を行うため、取り扱う情報資産等が必要でなくなった場合には賃借人の指示により、速やかに情報資産等の掲載された資料等を、返還又は破棄しなければならない。

(情報資産等の目的外使用の禁止)

第4 貸貸人は、この契約による業務を行うため、情報資産等を取り扱う場合には、情報資産等を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(情報資産等の掲載された資料等の複製及び複写の禁止)

第5 貸貸人は、賃借人が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うために、賃借人から引き渡された情報資産等の掲載された資料等を、複製及び複写してはならない。

(職員等の義務の周知徹底)

第6 貸貸人は、賃貸人の職員に対し、個人情報の保護に関する法律第67条に規定する従事者の義務及び第176条から第180条に規定する罰則について、その周知徹底に努めるものとする。

(再委託の禁止)

第7 貸貸人は、情報資産等を取り扱う業務は自ら行うものとし、他の者にその取り扱いを委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により賃借人の承諾を受けたときは、この限りではない。

2 貸貸人は、前項の規定により賃借人の承諾を受け再委託を行うときは、再委託先に対して、この情報資産等取扱特記事項に規定する機密保持義務を負わせるものとする。

(事故発生時における報告)

第8 貸貸人は、この業務を行うために取り扱う情報資産等の漏えい、滅失又は損傷等があった場合には、直ちに賃借人に報告し、その指示に従わなくてはならない

(第 13 条関係)

個人情報取扱特記事項 (案)

(秘密の保持)

第 1 貸貸人は、この契約による業務に関して知り得た個人情報 (個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるものをおいふ。以下同じ) の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の取扱い)

第 2 貸貸人は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。) その他関係法令の規定に従い、個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

(個人情報の目的外利用等の禁止)

第 3 貸貸人は、この契約による業務を行うために借借人から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の目的外に利用し、又は借借人の承諾なしに第三者 (貸貸人の子会社 (会社法 (平成 17 年法律第 86 号) 第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。) を含む。以下同じ。) に提供してはならない。

(再委託の原則禁止)

第 4 貸貸人は、次項の規定による借借人の承諾があつた場合を除き、この契約により個人情報を取り扱う業務を自ら処理するものとし、第三者にその取扱いの委託 (以下「再委託」という。) をしてはならない。

2 貸貸人は、個人情報の処理の再委託をしようとする場合には、この契約により借借人が貸貸人に求めた個人情報の保護に必要な措置と同様の措置を再委託の相手方に求めるものとし、業務の着手前に、次に掲げる事項を記載した書面を借借人に提出して、借借人の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方の名称再委託の相手方の名称
- (2) 再委託が必要な理由再委託が必要な理由
- (3) 再委託の期間再委託の期間
- (4) 再委託を行う業務の内容再委託を行う業務の内容
- (5) 再委託の相手方において取り扱う個人情報再委託の相手方において取り扱う個人情報
- (6) 再委託の相手方に求める個人情報の保護措置の内容再委託の相手方に求める個人情報の保護措置の内容
- (7) 再委託の相手方の監督方法再委託の相手方の監督方法

3 前項の借借人の承諾は、書面によるものとする。前項の借借人の承諾は、書面によるものとする。

4 貸貸人は、再委託をする場合には、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、貸貸人と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、借借人に対して、再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

5 貸貸人は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

6 前各項の規定は、再々委託及びそれ以降の契約について準用する。

(個人情報の掲載された資料等の複製及び複写の禁止)

第5 貸貸人は、賃借人が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うために賃借人から提供された個人情報の掲載された資料等を複製及び複写してはならない。

(個人情報の安全管理措置)

第6 貸貸人は、この契約による業務を行うために賃借人から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報の漏えい等の防止その他の個人情報の適切な管理（再委託による管理を含む。以下同じ。）のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の掲載された資料等の返還、廃棄又は消去)

第7 貸貸人は、この契約による業務を行うために、賃借人から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後においては、賃借人の指示により、速やかに返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 貸貸人は、前項の廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）に当たっては、記録媒体を物理的に破壊する等、当該個人情報の判読、復元等が不可能な方法により確実に処理しなければならない。

3 貸貸人は、廃棄等に際し、賃借人から立合い又は報告書の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(漏えい等発生時の対応)

第8 貸貸人は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を速やかに賃借人に報告し、その指示に従わなければならない。

2 貸貸人は、前項の事態が生じた場合には、被害を最小限にするための措置を、速やかに講じるとともに、同項の指示により、当該事態が生じた旨を当該漏えい等に係る個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講じなければならない。

3 貸貸人は、前項に定めるもののほか、賃借人と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該事態に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第9 賃借人は、貸貸人が個人情報保護法、その他関係法令及びこの特記事項に定める義務を果たさない場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 貸貸人は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、賃借人にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第10 貸貸人は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより賃借人が損害を被った場合には、賃借人にその損害を賠償しなければならない。